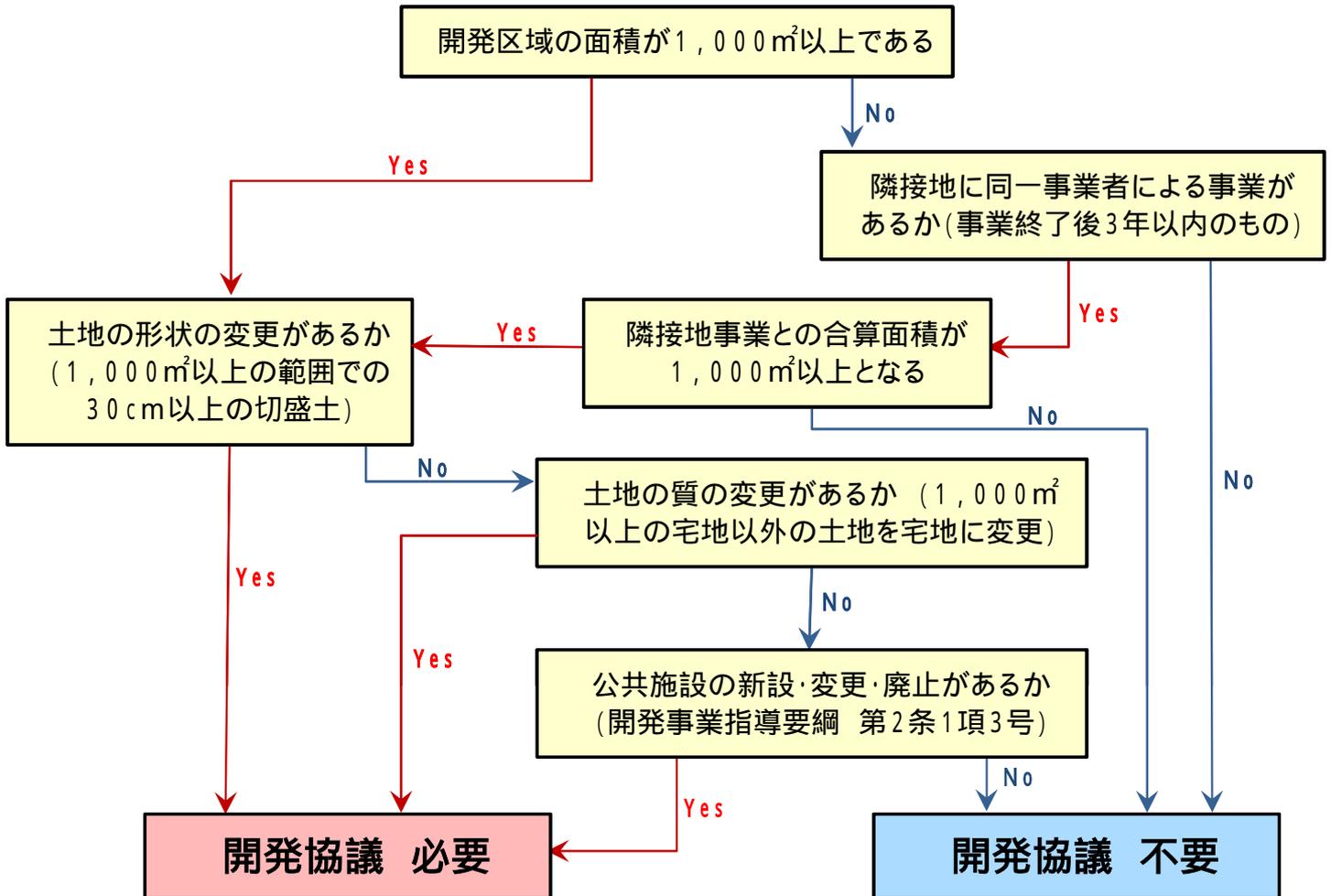


八百津町開発協議申請 適用範囲

(八百津町開発事業指導要綱 第3条)

1,000㎡以上の土地で事業を行う場合は必ず事前に役場建設課までお問い合わせ下さい。



次に掲げる開発事業を行うものについては適用しない(開発事業指導要綱第3条第2項各号)

- ・ 国土利用計画法施行令第14条に定める法人 及び 中小企業事業団が事業者となつて行う開発事業
- ・ 鉱業法に規定する鉱業に係る開発事業
- ・ 河川法 第6条第1項に規定する河川区域 及び 同法第54条第1項に規定する河川保全区域において、砂利採取法第16条の規定により許可を受けて行う砂利の採取事業である開発事業
- ・ 農地法第4条第1項 及び 同法第5条第1項の規定により農地を一時転用し、砂利採取後 農地に復元することで砂利採取法第16条の規定により許可を受けて行う砂利の採取事業である開発事業
- ・ 都市計画法第12条第1項各号に規定する市街地開発事業
- ・ 都市計画法第29条第1項ただし書きに規定する公益上必要な建築物の用に供する目的で行う開発事業
- ・ 農業、林業 又は 漁業の用に供する目的で行う開発事業で、町長が別に定めるもの